

国内経済要録

◇昭和46年度一般会計補正予算政府案および関連財政投融资追加等の決定

政府は10月12日、景気対策として、①公共事業費の増額2,321億円、所得税年内減税1,650億円および国債の増発7,900億円(市中引受け分5,500億円、資金運用部引受け分2,400億円)などを主要内容とする総額2,447億円の46年度一般会計補正予算案、および②公社(国鉄、電電)、公団(道路、水資源)、地方公共団体の公共事業追加ならびに地方税収欠陥補てんのための、地方債増額を織り込

46年度一般会計補正予算

(単位・億円)

歳出の補正額		歳入の補正額	
歳出の追加額	4,622	歳入の追加額	8,768
うち公共事業の追加	2,321	うち国債	7,900
給与改善費	1,144	その他	868
臨時地方特例交付金(仮称)	528		
その他	629		
歳出の修正減少額	△2,175	歳入の修正減少額	△6,321
うち地方交付税交付金の減額	△1,274		
予備費の減額	△450		
既定経費の節減等	△261		
補正額計	2,447	補正額計	2,447

財政投融资等の追加

(単位・億円)

	今回追加額	既往追加額	合計	うち本年度支出分
国鉄	550	—	550	550
電電	270	300	570	570
住宅公庫	—	638	638	364
中小3機関	—	1,765	1,765	1,765
農林公庫	—	100	100	56
開銀	—	560	560	560
住宅公団	—	442	442	315
道路公団	209	440	649	544
地方公共団体	1,522	1,690	3,212	3,170
その他	82	375	457	402
合計	2,633	6,310	8,943	8,296

んだ財政投融资追加2,064億円(自己資金を含めた事業規模では2,633億円)を閣議決定した。

◇経済企画庁、46年度経済見通しを改訂

経済企画庁は、8月の米国経済緊急対策発表後の経済情勢の急変にかんがみ、本年1月22日に閣議決定をみた昭和46年度の経済見通しについて次のような改訂試算を行ない、10月12日の閣議に報告した。

46年度経済見通しの改訂試算

	今回試算	1月見通し
国民総生産	800,000億円前後 (10%前後)	843,200億円 (15.1%)
〃(実質)	(5.5%〃)	(10.1%)
個人消費支出	422,000億円程度 (14.5%程度)	428,500〃 (15.8%)
民間住宅建設	56,000億円程度 (12%程度)	64,000〃 (24.3%)
民間設備投資	150,000億円程度 (ほぼ横ばい)	174,000〃 (12.6%)
民間在庫投資	14,000億円程度 (△5.5%程度)	30,000〃 (3.4%)
政府支出	143,000億円程度 (19%程度)	137,000〃 (15.4%)
鉱工業生産	(3.5%前後)	(11.8%)
卸売物価	(△0.4%程度)	(1.0%)
消費者物価	(5.5%〃)	(5.5%)
経常収支	39億ドル程度	21.5億ドル
貿易収支	61〃	46.5〃
輸出	224〃 (13%程度)	228.0〃 (16.0%)
輸入	163億ドル程度 (6%程度)	181.5〃 (16.3%)
基礎的収支	25億ドル程度	4.5〃

(注) カッコ内は前年度比増減(△)率。

◇沖縄における通貨および通貨性資産の確認措置

琉球政府は、通貨および通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置法を10月8日公布し、これに基づき10月9日沖縄県民の所持する現金の呈示・確認を実施するとともに、同県民の所有する預貯金等および金融機関借入金についても10月8日現在の残高を調査・確認することとした。

上記措置に対し、本土政府は為替変動幅制限の暫定的停止以降、沖縄県民の間にもみられた通貨不安を解消するため、復帰の際行なわれる通貨の交換にあたっては、沖縄県民に上記緊急措置により確定した資産額(負債を差し引いた純資産額)に対し、1ドルにつき平価(1ドル＝

360円)と交換時のレート(対ドル円表示額)との差額を乗じた額に相当する給付金を支給することとした。

◇政府、日米繊維政府間協定に仮調印

政府は10月15日、対米繊維輸出規制を内容とする日米繊維政府間協定に仮調印した。同協定に関する了解覚書の概要は次のとおり。

- (1) 有効期間 1971年10月1日から3年間。ただし3年目に日米双方で延長につき検討する。
- (2) 規制対象範囲 すべての毛および人造繊維製品。
- (3) 基準数量 950百万平方ヤード(1970年4月1日から1971年3月31日までの対日輸入実績に相当)。
- (4) 年度間増枠率 全体で5%。ただし毛製品は1%。
- (5) 規制方法 グループ間のソフト率は2.5~10.0%、個別品目間は3%。ただし市場かく乱とみられる品目については、日米間で協議を行なう。
- (6) その他 ①前年の未達分ないし前年枠の5%のいずれか少ないほうだけ次年度への繰越しが認められる。
②協定の運用その他について日米双方の専門家会議で協議する。

◇中小企業製品にかかる輸出成約の円滑化を図るための外貨預託実施について

大蔵省では10月22日、中小企業製品の輸出成約の円滑化を図るための措置として、10月8日の閣議決定に基づき、外国為替資金特別会計による外国為替公認銀行に対する外貨預託を以下の要領で実施した。

- (1) 外国為替公認銀行に対する外貨預託

外国為替資金特別会計は、外国為替公認銀行に対し、中小企業製品の輸出にかかる為替予約の額に見合う外貨預託を行なう。預託の金利は9.375%とし、期間は4か月とする。

- (2) 外貨預託の対象となる為替予約

外貨預託の対象となる為替予約は、輸出に依存している主要な産地および業種に属する中小企業の輸出にかかるものとする。

予約金額は輸出契約金額の90%、予約コストは3.625%の為替プレミアムと0.25%の手数料、予約期間は原則として3か月とし、必要に応じ6か月まで認める。

なお、外国為替銀行では、上記外貨預託の実施に伴い、10月28日以降、対顧客の先物予約レートを公表するなど、先物予約の受け付けを開始した。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	7.75%	7.875%	8.0%	8.125%
10月2日以降	7.625	7.75	7.875	8.0
5日〃	7.625	7.625	7.875	7.875
12日〃	7.5	7.625	7.75	7.875
16日〃	7.5	7.5	7.75	7.75
26日〃	7.375	7.375	7.625	7.625